

長崎県立大学利益相反マネジメント委員会規程

平成 26 年 3 月 25 日
規 程 第 8 号

改正 平成 27 年 3 月 3 日規程第 34 号

改正 令和 2 年 2 月 4 日規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県立大学学則（平成 20 年規則第 1 号）第 14 条、長崎県公立大学法人利益相反マネジメントポリシー（平成 26 年規程第 6 号。）及び長崎県公立大学法人利益相反マネジメント規程（平成 26 年規程第 7 号。以下「マネジメント規程」という。）第 4 条に基づき、長崎県立大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

一部改正[平成 27 年規程第 34 号]

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長崎県立大学（以下「本学」という。）における利益相反を適正に管理するための基本方針や施策の策定に関する事項
- (2) 本学の教職員等の申告に基づく審査、調査及び措置等に関する事項
- (3) 本学の教職員等に対する利益相反に係る研修の実施に関する事項
- (4) 利益相反に係る情報公開に関する事項
- (5) マネジメント規程第 2 条第 1 号ウに定める指定に関する事項
- (6) その他利益相反に関する事項

(意見)

第 2 条の 2 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第 13 条第 3 項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第 13 条第 4 項に基づき意見を述べることができる。

追加[平成 27 年規程第 34 号]

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究担当）
- (2) 学部長
- (3) 専攻長
- (4) 地域連携センター長
- (5) 大学事務局長
- (6) シーボルト校事務局長

一部改正[令和 2 年規程第 7 号]

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるとき、又は審査に参加することができないときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

- 4 委員長は審議内容上、必要と認めるときは、委員会の承認を得て、第3条に定めた委員の他に、専門的意見の聴取のために臨時に委員を委嘱することができる。

(審査手続)

- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 委員会は、原則としてマネジメント規程第6条の規定に基づき審査を行い、教職員等の利益相反に関する許容の可否について審議する。
 - 3 前項の審議の当事者となる委員は、その審議に加わることができない。
 - 4 委員会は、有識者に意見を求めることができる。
 - 5 委員会の議事は、出席委員の過半数の合意によるものとする。
 - 6 委員会は、第2項の審議の結果、必要と認められる場合、関係する教職員等に対して利益相反に関する助言、指導又は勧告を行うものとする。
 - 7 委員会は、前項の勧告等を行った場合、当該教職員等の状況を継続的に把握する。

(委員会審査の記録)

- 第6条 委員会の審査記録は、原則として非公開とする。

(調査)

- 第7条 第2条第2号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反に関する自己申告書の確認
 - (2) 事情聴取
 - (3) 状況観察
 - (4) その他利益相反マネジメントのための調査に必要と認める方法
- 2 前項各号に掲げる調査の実施手続は、委員会が決定する。

(委員の義務)

- 第8条 委員は、任期中に知りえた事項を他にもらしてはならない。退任後においても同様とする。

(報告)

- 第8条の2 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

追加[平成27年規程第34号]

(事務)

- 第9条 委員会の事務は、シーボルト校事務局総務企画課において行う。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第34号]

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規程第34号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月4日規程第7号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。